破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第７９号
愛知県豊川市大崎町小林179番地の２
破産者　伊藤　和廣
１　破産債権の届出期間　平成24年９月７日まで
２　一般調査期日　平成24年11月７日午前10時
平成24年８月７日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４号
和歌山県田辺市上芳養1535番地
破産者　硲　榮二郎
１　破産債権の届出期間　平成24年９月18日まで
２　一般調査期日　平成24年10月22日午後１時
平成24年８月６日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第２７２号
静岡市駿河区登呂４丁目１番15号
破産者　池谷　嘉居
１　破産債権の届出期間　平成24年９月20日まで
２　一般調査期日　平成24年11月13日午前10時
平成24年８月７日
静岡地方裁判所民事第２部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第３７５３号
大阪府東大阪市西堤本通東３丁目１番36号
破産者　辻　善四郎
１　期日　平成24年９月20日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４７７号
大阪府東大阪市中小阪１丁目17番17号
破産者　辻　　要一
１　期日　平成24年９月20日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月６日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１８４号
山口県下松市星が丘３丁目５番10号、前住所
山口県下松市星が丘１丁目４番18号
破産者　森脇　勝俊
異議申述期間　平成24年９月10日まで
平成24年８月７日　山口地方裁判所周南支部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第６９５３号
兵庫県西宮市上甲東園１丁目４―41―406
破産者　星野みゆき
審尋期日　平成24年11月12日午後１時30分
平成24年８月３日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０２１号
東京都荒川区東日暮里４丁目32番12号
清算株式会社　株式会社イーデン
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０２４号
東京都豊島区池袋２丁目１番１号
清算株式会社　ＣＮＴ株式会社
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２４年（再）第８０号
大阪府大阪市北区神山町１番３号　新扇町ビル
再生債務者　クレスト・インベストメンツ株式会社
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月４日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年10月９日から平成24年10月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第８２号
東京都中央区日本橋本町４丁目８番16号
再生債務者　ポリマテック株式会社
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月３日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年10月９日から平成24年10月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第８４号
東京都葛飾区東金町５丁目15番２号
再生債務者　かみむら化学株式会社
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年10月10日から平成24年10月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１号
横浜市港南区丸山台２丁目39番３号
再生債務者　東洋工業株式会社
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月31日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年10月５日から平成24年10月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第５２号
東京都港区芝５丁目31番19号
再生債務者　株式会社アイ・ピー・ビー
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年８月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第３９号
東京都練馬区関町東１丁目６番10号　ラベルリーマンション203
再生債務者　唐澤　成人
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年８月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第２号
京都市左京区下鴨狗子田町３番地の２
再生債務者　医療法人社団誠仁會
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年８月２日
京都地方裁判所第５民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１６号
釧路市中園町11番11号
再生債務者　佐藤　正文
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年９月７日から平成24年９月14日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（再イ）第１１４号
千葉県浦安市美浜５丁目５番1101号
再生債務者　牧田　忠義
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年９月７日から平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１３１号
千葉県市川市宮久保６丁目９番１号
再生債務者　奥田　　賢
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年９月７日から平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係